



# 令和5年度の健康診断のご案内

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り健診費用の補助を行っています。

令和5年度より **被保険者(ご本人)の健康診断負担額が減額**(補助額が増額)となります!!

令和4年度まで  
自己負担額最高 **7,169円**  
(補助額の最高11,696円)

約**2,000円** DOWN

令和5年度から  
自己負担額最高 **5,282円**  
(補助額の最高13,583円)

## 生活習慣病予防健診 被保険者(ご本人)

3月下旬に、**緑色の封筒** で対象者のいる**事業所様**にご案内をお送りします。

※**35歳~74歳**の被保険者様を対象とした健診です。  
※指定の健診機関へ**直接**ご予約ください。

生活習慣病予防健診について  
詳しくはこちら



生活習慣病予防健診はこのようなご要望にお応えします!

### 定期健診に使いたい!

生活習慣病予防健診は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目をすべて含んでいます。

### がんについても検査したい!

5種類のがん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん)が同時に受診できます。  
※乳・子宮頸がんは年齢要件があります。

### 従業員の管理をしたい!

情報提供用サービスを利用いただくと最新の対象者の把握やエクセルでの管理などが簡単にできます。  
※情報提供サービスの利用は申し込み、登録が必要です。

さらに!

従業員が健康で長く働けるように将来への投資として...

健康サポート(特定保健指導)が**セット**になっています! ※1 ※2

※1 特定保健指導に該当した方に実施します。(健診後、ご案内を送ります。)

※2 一部の健診機関では**健診当日**に実施しています。

令和5年度もさらにお得になった生活習慣病予防健診をご利用ください。

## 被扶養者(ご家族)の健康診断にも最高 **7,150円** を補助します

### 被扶養者(ご家族) 特定健診

4月上旬に、**黄色の封筒** で被保険者様の**ご自宅**にご案内をお送りします。

※**40~74歳**の被扶養者様を対象とした健診です。

特定健診について  
詳しくはこちら



特定健診はこのようなご要望にお応えします!

### もう少し詳しい検査をしたい!

兵庫支部では内容が更に充実したミニドック健診も行っています。  
※一部の健診機関で実施しています。

### 近くの病院・クリニックで受診したい!

受診可能な健診機関は全国で約50,000機関あり、身近な診療所等でも受診可能です。

### 買い物ついでに受診したい!

兵庫支部では県内各地で商業施設等での健診を実施しています。

### 自治体のがん検診と一緒に受診したい!

県内各自治体が実施しているがん健診とセットで受けていただくことができます。

**ご家族(被扶養者)にも健診をお勧めください!**



## 退職後の健康保険加入のご案内



退職後の健康保険は、加入者ご自身で手続きが必要です。

ご退職後、以下の要件を満たす方については最長2年間**任意継続健康保険**にご加入いただくことができます。

- 1 ご退職日までに**被保険者期間が継続して2か月以上あること**
- 2 **ご退職の翌日から20日以内**に申請書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと(郵送の場合は必着)

※令和3年10月以降、普通郵便の配達がこれまでよりも遅くなっておりますので、加入をご希望される場合は早めのお手続きをお願いいたします。

任意継続の申請に必要な書類がセットになった「協会けんぽ任意継続申請セット」をご用意しております。お取り寄せは、お電話またはFAXでご依頼ください。

詳しくはこちら



QR：兵庫 > 広報 > 事業所ご担当者様へ「協会けんぽ任意継続申請セット」をご利用ください  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/cat080/2021033102/>

## 保険証を使用できるのは退職日までです！



保険証は、**退職日の翌日**(資格喪失日)から使用できなくなります。  
資格喪失日以降に保険証を使用して医療機関を受診してしまうと…

**→後日、総医療費の7～8割を協会けんぽに返還いただくこととなります。**

事業所ご担当者様におかれましては、回収した保険証と「被保険者資格喪失届」を日本年金機構兵庫事務センターへご提出ください。

※資格喪失届(電子申請の場合も含む)提出時に保険証が添付されていない場合は、保険証回収のご案内を事業所様と被保険者様へ送付しています。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ご注意ください



3～4月にかけて、よく「資格取得届」「資格喪失届」に関するご質問をいただきますが、事業所様からご提出いただく「資格取得届」「資格喪失届」の提出先・お問い合わせは**日本年金機構**ですのでご注意ください。